

山口県報

平成25年
5月24日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課).....一
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課).....三
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課).....三
- 小型船舶底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間 (水産振興課).....三
- 道路の位置の指定 (建築指導課).....三
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課).....四
- 土地改良区役員 (農村整備課).....四
- 契約の締結 (都市計画課).....五
- 教委公告
契約の締結.....五
- 公安委告示
警備員等の検定の実施.....六
- 公安委公告
一般競争入札の実施.....七

山口県告示第二百十四号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年五月二十四日から同年六月十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び美祢市市民福祉部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日鉄住金エレクトロデバイス株式会社
住 所 美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日鉄住金エレクトロデバイス株式会社
所在地 美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (個/日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔間
六六 (二基)	三〇〇、〇〇〇	平成二五、 六、二〇	平成二五、 七、一	平成二五、 七、二	断 続
六六	〃	〃	〃	〃	〃
備考	「六六」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十六号の電気めつき施設をいう。				
					間の使用 時日の使用 間
					一日当た りの使用 時間
					季節的 変動の概 要

No. 9 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	七・五	通 常	通 常	二七
〃	八・七	最 大	最 大	九〇八
一五	一五・一	通 常	通 常	一、一二七
三〇	二四	最 大	最 大	〃
二五	二〇	通 常	通 常	〃
四〇	七〇	最 大	最 大	〃
〇・四	一・三	通 常	通 常	〃
一	三	最 大	最 大	〃
〇・〇二	二	通 常	通 常	〃
一	三	最 大	最 大	〃
検出せず	〇・一	最 大	最 大	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

メッキ排水処理施設	種 類		項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理後	処理前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)		
〃	七・五	五	通 常	通 常	〃	〃
〃	八・六	一	最 大	最 大	〃	四二一
〃	九	一八	通 常	通 常	〃	五三六
〃	一七	二八	最 大	最 大	〃	〃
〃	二〇	五〇	通 常	通 常	〃	〃
〃	〃	八〇	最 大	最 大	〃	〃
〃	〃	一	通 常	通 常	〃	〃
〃	〃	二	最 大	最 大	〃	〃
〃	〃	三	通 常	通 常	〃	〃
〃	〇・一	四・二三	最 大	最 大	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

メッキ排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	連 続 使 用 時 間 隔 隔	一 日 当 た り 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日

(一) 種 類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六六	〃	〃	〃
(二基)六六	七	一五	〃
〃	一四	二五	〃
〃	〃	五〇	〃
〃	〃	八〇	〃
〃	〃	一	〃
〃	〃	二	〃
〃	〃	二	〃
〃	〃	三	〃
〃	〃	〃	〃

山口県告示第二百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年五月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

医療機関名	所在地	廃止年月日
川元医院	宇部市大字小野八一八八の二二	平成二五、四、一〇
ひさし耳鼻咽喉科クリニック	山口市幸町三番四九一―一号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
とよた整形外科クリニック	大内御堀一七三三の二	〃 〃 〃 〃 〃 〃
株式会社日立製作所笠戸事業所付属日立病院	下松市古川町三丁目一番一号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
桜木クリニック	周南市桜木三丁目一番二二三号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
岡本医院	熊毛郡田布施町大字下田布施八八の八	〃 〃 〃 〃 〃 〃
毛利歯科医院	宇部市小松原町二丁目一番二二三号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
ふじい歯科クリニック	周南市昭和通二丁目一〇番	〃 〃 〃 〃 〃 〃
岩国さくら薬局	岩国市藤生町二丁目三番五号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
コトブキ調剤薬局	〃 〃 〃 〃 一〇号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
会営国病前薬局	藤生町一丁目三四番一―一号	〃 〃 〃 〃 〃 〃

山口県告示第二百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年五月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

医療機関名	所在地	指定年月日
宇部フロンティア大学附属文京クリニック	宇部市文京町二番二二三号	平成二五、四、一
おざさ皮膚科クリニック	山口市大内御堀一六七八	〃 〃 〃 〃 〃 〃
とよた整形外科クリニック	〃 〃 〃 〃 一七三三の二	〃 〃 〃 〃 〃 〃

医療法人緑山会下松中央病院 下松市古川町三丁目一番一号

桜木クリニック	周南市桜木三丁目一番二二三号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
毛利歯科医院	宇部市小松原町二丁目一番二二三号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
ふじい歯科クリニック	周南市昭和通二丁目一〇番	〃 〃 〃 〃 〃 〃
よつば薬局	宇部市東梶返三丁目九番二〇号	〃 〃 〃 〃 〃 〃
むさし薬局	光市大字岩田九七八の三	〃 〃 〃 〃 〃 〃
やまと薬局	〃 〃 〃 〃 二四八の一	〃 〃 〃 〃 〃 〃
ニック調剤薬局新南陽店	周南市政所一丁目一四番七号	〃 〃 〃 〃 〃 〃

山口県告示第二百十七号

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成二十五年五月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 対象船舶

山口県漁業調整規則第四十九条の表小型機船底びき網漁業の項三に掲げる海域を操業区域とする船舶（漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一条第一項第二号に規定する手繰第二種漁業に使用する船舶に限る。）
- 申請期間

平成二十五年六月二十日から同年七月三日まで

山口県告示第二百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成二十五年五月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第 三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
八 契約担当者
山口県知事 山本繁太郎



山口県公安委員会告示第二十四号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十五年五月二十四日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員
 - 種 別 級 受検定員
 - 施設警備業務 一級 二十名
- 二 検定に係る試験の日時及び場所
 - (一) 学科試験
 - 日 時 平成二十五年八月二十七日(火曜日)の午前十時から正午まで
 - 場 所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部
 - (二) 実技試験
 - 日 時 平成二十五年九月二十六日(木曜日)
 - 場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
- 三 受検資格

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

 - (一) 施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
 - (二) 山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であって、次のいずれかに該当する者であること。

- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 四 検定申請書の受付期間及び時間
平成二十五年七月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。
- 五 検定申請書の提出先
山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署
- 六 提出書類
 - (一) 検定申請書
 - (二) 添付書類
 - 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
 - 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
 - 3 三の(一)に該当する者にあつては、施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
 - 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)(二枚)
- 七 受検手数料
一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 受検票の交付
検定申請書を提出した警察署において交付する。
- 九 その他
 - (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
 - (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員
施設警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成二十五年八月二十七日(火曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十五年九月十九日(木曜日)

場所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十五年七月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び

撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年五月二十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品等の名称及び数量

交通信号灯器 一九二二台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十五年九月六日

(四) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二七七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十三号)に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 平成二十五年五月二十四日から同年七月二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県警察本部交通部交通規制課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県警察本部警務部会計課
 - (三) 受領期限
平成二十五年七月一日午後三時(入札書を持参する場合は、平成二十五年七月一日午後二時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階交通部会議室

- (二) 日時
平成二十五年七月二日午後二時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 山本繁太郎
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課(電話〇八三一九三三〇一〇)に問い合わせること。
- 十一 Summary
 - (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
 - (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Traffic lights 1912
 - (3) Delivery period: September 6, 2013
 - (4) Delivery place: the place where a person in charge of the contract will decide
 - (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters.

1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. July 1, 2013 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 2, 2013)

平成
二十五年
五月
二十四日
印刷
發行

發行
行人所

山口
県知事
庁